

令和3年12月定例月議会議案一覧

議案番号	件名
議案69	人権擁護委員候補者の推薦について
議案70	工事請負契約の変更について（国庫補助事業（仮称）多世代交流館整備工事）
議案71	令和3年度豊明市一般会計補正予算（第9号）について
議案72	豊明市共生交流プラザの指定管理者の指定について
議案73	市道の路線廃止について
議案74	市道の路線認定について
議案75	豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案76	豊明市立公民館条例の一部改正について
議案77	豊明市立保育所設置条例の一部改正について
議案78	豊明市児童館条例の一部改正について
議案79	豊明市国民健康保険条例の一部改正について
議案80	豊明市墓園条例の一部改正について
議案81	豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例の一部改正について
議案82	豊明市企業立地促進条例の一部改正について
議案83	令和3年度豊明市一般会計補正予算（第10号）について
議案84	令和3年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案85	令和3年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案86	令和3年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
議案87	令和3年度豊明市下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第 69 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者は、令和 4 年 3 月 31 日任期満了となるので、同人を人権擁護委員の候補者として推薦するものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市前後町
氏 名 青 木 廣 康
生年月日

説 明

この案を提出するのは、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める必要があるからである。

議案第70号

工事請負契約の変更について

下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

令和3年11月30日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 国庫補助事業（仮称）多世代交流館整備工事 |
| 2 工 事 場 所 | 豊明市二村台1丁目地内 |
| 3 工 事 の 概 要 | 旧唐竹小学校の閉校に伴う跡地利用のための全面的な改修及び駐車場等の整備 |
| 4 請負契約金額 | 変更前 954,558,000円
変更後 973,918,000円 |
| 5 請 負 契 約 者 | 名古屋市中区栄3丁目32番20号
小原建設株式会社 名古屋支店
支店長 久野 文也 |

説 明

この案を提出するのは、旧唐竹小学校の閉校に伴う跡地利用のための国庫補助事業（仮称）多世代交流館整備工事の設計変更に伴い、工事請負契約を変更するため必要があるからである。

議案第 7 1 号

令和 3 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 9 号）

議案第 7 1 号

令和 3 年度豊明市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 3 年度豊明市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 2 9, 2 7 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3, 8 1 4, 5 9 3 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費国庫補助金	172,253	529,274	701,527
計	1,077,440	529,274	1,606,714

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 児童福祉費補助金	529,274	子育て世帯への臨時特別給付金事務費補助金 4,274
		子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金 525,000

歳 出

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務 費	2,389,603	529,274	2,918,877	10. 需用費	64
				印刷製本費	64
				11. 役務費	1,127
				通信運搬費	555
				手数料	572
12. 委託料	3,083				
18. 負担金、補助及 び交付金	525,000				
計	5,063,015	529,274	5,592,289		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 児童福祉事務事業	529,274	529,274				印刷製本費 64 増 通信運搬費 555 増 手数料 572 増 電算関係委託料 3,083 増 子育て世帯への臨時特別給付金 525,000
計	529,274	529,274				
	529,274	529,274				

議案第 7 2 号

豊明市共生交流プラザの指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
豊明市共生交流プラザ
- 2 指定管理者となる団体
名古屋市中村区名駅四丁目 4 番 1 0 号
株式会社トヨタエンタプライズ
代表取締役社長 高瀬 由紀夫
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

説 明

この案を提出するのは、豊明市共生交流プラザを管理する指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第 7 3 号

市道の路線廃止について

道路法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり廃止するものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

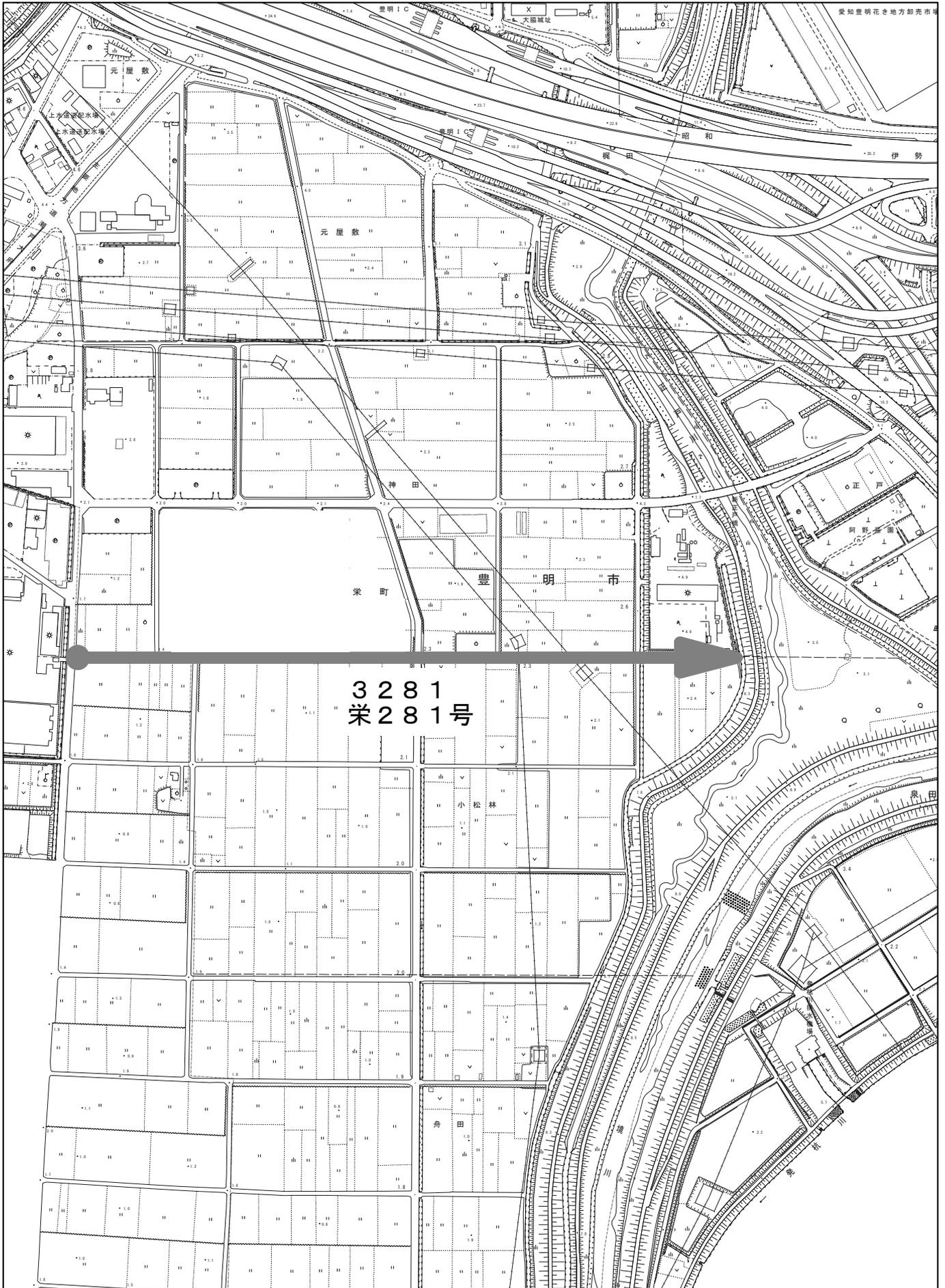
記

路線番号	路線名	起 終	点 点	摘 要
3 2 8 1	栄 2 8 1 号	豊明市栄町神田 2 5 5 番地先 豊明市栄町神田 1 7 7 番地先		附図

説 明

この案を提出するのは、開発により市道を廃止する必要があるからである。

附図



議案第74号

市道の路線認定について

道路法第8条第2項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり認定するものとする。

令和3年11月30日提出

豊明市長 小 浮 正 典

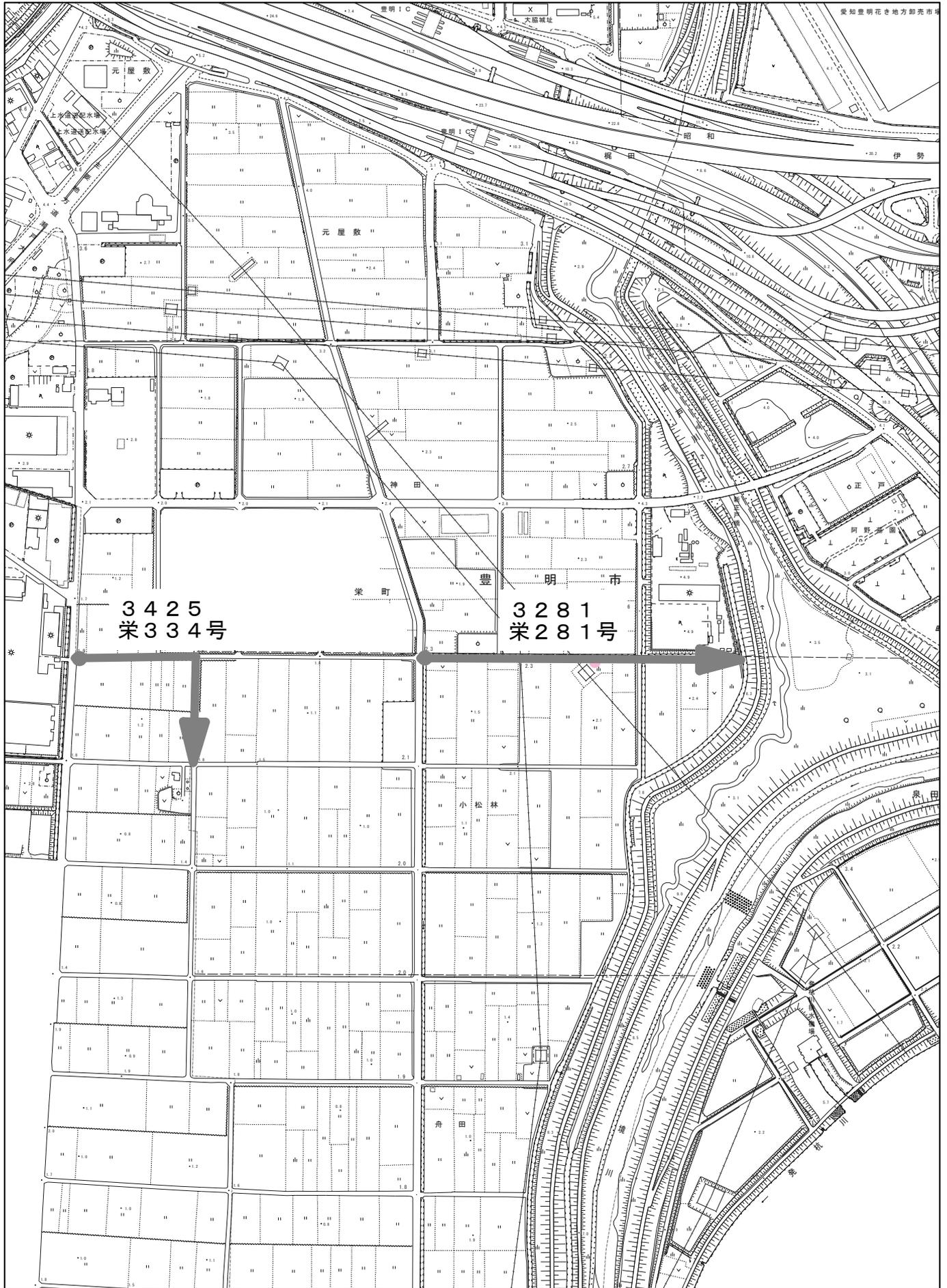
記

路線番号	路線名	起 終	点 点	摘 要
3281	栄281号	豊明市栄町神田89番地先 豊明市栄町小松林106番地先		附図
3425	栄334号	豊明市栄町神田55番地先 豊明市栄町小松林146番地先		附図

説 明

この案を提出するのは、市道として管理するために、新たに市道認定する必要があるからである。

附図



3425
栄334号

3281
栄281号

議案第 7 5 号

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の活動業務等に応じた加算報酬を支払うために必要があるからである。

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年豊明市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会会長	月額 23,600
農業委員会会長代理	月額 21,600
農業委員会委員	月額 20,600
農地利用最適化推進委員	月額 20,600

」

を

「

農業委員会会長	月額23,600に年額として農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市長が定める額を加算した額
農業委員会会長職務代理者	月額21,600に年額として農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市長が定める額を加算した額
農業委員会委員	月額20,600に年額として農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市長が定める額を加算した額
農地利用最適化推進委員	月額20,600に年額として農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から

交付される交付金の範囲内で市長が定める額 を加算した額

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 76 号

豊明市立公民館条例の一部改正について
豊明市立公民館条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、豊明市立中央公民館を廃止することに伴い必要があるからである。

豊明市立公民館条例の一部を改正する条例

豊明市立公民館条例（昭和52年豊明市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 市民に対して、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を開催するため、公民館を次のとおり設置する。

（1） 名称 豊明市立南部公民館

（2） 位置 豊明市前後町善江1737番地

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

（単位 円）

名称	室名	午前	午後	夜間	全日	延長
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	17:30～ 21:00	9:00～ 21:00	21時を超える 1時間
南部 公民館	会議室 A	1,290	1,720	1,500	4,510	420
	会議室 B	1,150	1,530	1,350	4,030	380
	作法室	1,290	1,720	1,500	4,510	420
	視聴覚室	1,880	2,500	2,190	6,570	620
	大会議室	2,590	3,450	3,020	9,060	860

備考 市外の者が利用する場合の使用料は、2倍とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 77 号

豊明市立保育所設置条例の一部改正について

豊明市立保育所設置条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、令和 3 年度末に豊明市立沓掛保育園を廃止することに伴い必要があるからである。

豊明市立保育所設置条例の一部を改正する条例

豊明市立保育所設置条例（昭和49年豊明市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表沓掛保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 78 号

豊明市児童館条例の一部改正について
豊明市児童館条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、令和 3 年度末に二村児童館を廃止することに伴い必要があるからである。

豊明市児童館条例の一部を改正する条例

豊明市児童館条例（昭和52年豊明市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表二村児童館の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第79号

豊明市国民健康保険条例の一部改正について
豊明市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和3年11月30日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊明市国民健康保険条例（昭和47年豊明市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 80 号

豊明市墓園条例の一部改正について
豊明市墓園条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、市外居住者が勅使墓園の墓所の使用申込みができるようにするため必要があるからである。

豊明市墓園条例の一部を改正する条例

豊明市墓園条例（昭和59年豊明市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「本市に引き続き6月以上住所を有する世帯主で、現に居住する者」を「墓所を自己又は自己の親族の墳墓の用に供しようとする者」に改め、同条ただし書を削る。

第9条第2項ただし書を削る。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

区分	墓所区画面積	永代使用料
本市に住所を有する者	2平方メートル	345,000円
	3平方メートル	497,000円
	4平方メートル	661,000円
上記以外の者	2平方メートル	414,000円
	3平方メートル	596,000円
	4平方メートル	793,000円

備考

本市に住所を有する者とは、使用の許可を受けようとする日において、本市に6月以上住所を有する者とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 1 号

豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例の一部改正について
豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例の一部を改正する条例を別添
のように定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、土地の埋立て等の許可基準等を見直すために必要が
あるからである。

豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例（平成21年豊明市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

（6） 改良土 土砂又は廃棄物を人為的に加工し、又は添加して、その性状を加工したものをいう。

第8条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 埋立て等に改良土を使用するとき。

第8条第2項を次のように改める。

2 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

（1） 第26条の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者

（2） 豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

第10条を次のように改める。

（名義貸しの禁止）

第10条 第7条第1項の許可を受けた者は、自己の名義をもって、他人に当該許可に係る事業を行わせてはならない。

第13条中「又は第9条第1項の許可を受けた者及び第19条の地位を承継した者」を「、第9条第1項又は第19条第1項の許可を受けた者」に、「者」を「者等」に改める。

第16条第1項、第17条第1項及び第18条中「者」の次に「等」を加える。

第33条中「第24条第2号」を「第25条第2号」に改め、同条を第35条とし、第32条を第34条とする。

第31条第1項中「第25条」を「第26条」に改め、同条第2項中「第24条第11号」を「第25条第11号」に改め、同条第3項中「第24条第3

号」を「第25条第3号」に改め、同条を第33条とする。

第30条を第32条とする。

第29条中「第25条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条を第31条とする。

第28条中「第25条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条を第30条とする。

第27条中「命じる」を「命ずる」に改め、同条を第29条とする。

第26条中「前条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条を第28条とし、同条の前に次の1条を加える。

(許可の取消し)

第27条 市長は、許可を受けた者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により第7条第1項、第9条第1項又は第19条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第9条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けずに変更したとき。
- (3) 前条第1項又は第3項の規定による命令に違反したとき。

第25条第1項中「命じる」を「命ずる」に改め、同条第2項中「第10条」を「次条」に、「命じる」を「命ずる」に改め、同条第3項中「者」の次に「等」を加え、「命じる」を「命ずる」に改め、同条を第26条とする。

第24条中「者」の次に「等」を加え、同条第1号中「第8条第3項」を「第8条第1項に規定する許可の基準又は同条第3項」に改め、同条第10号中「第19条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条第11号中「第21条」を「第22条」に改め、同条第12号中「第22条」を「第23条」に改め、同条第13号中「第23条」を「前条」に改め、同条を第25条とする。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第21条中「者」の次に「等」を加え、同条を第22条とする。

第20条中「者」の次に「等」を加え、同条を第21条とする。

第19条の見出しを「(相続等)」に改め、同条第1項中「者について」を「者等について」に、「、分割」を「又は分割」に改め、「又は当該許可に係

る土地の埋立て等の譲渡」及び「又は当該土地の埋立て等の譲渡に係る譲受人」を削り、同条を第20条とする。

第18条の次に次の1条を加える。

(譲受け)

第19条 第7条第1項の許可を受けた者から当該許可に係る事業の全部を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所若しくは主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所若しくは主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 前2号で掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の許可を受けようとする者は、第26条第1項又は第3項の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

4 第1項の許可の基準については、第8条第2項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けて事業を譲り受けた者は、当該事業に係る第7条第1項の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第7条第1項の許可を受けている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に改正後の豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の許可を受けた者とみなす。

第3条 施行日前にされた改正前の条例第7条第1項の許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての

許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

第4条 この条例の施行の際現に改正前の条例第7条第1項の許可を受けている者に対する改正後の条例第27条の規定による許可の取消しに関しては、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

議案第 8 2 号

豊明市企業立地促進条例の一部改正について
豊明市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、柿ノ木工業団地への企業の立地促進のため必要があるからである。

豊明市企業立地促進条例の一部を改正する条例

豊明市企業立地促進条例（平成16年豊明市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は流通業務施設」を「等」に改める。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 特定地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化調整区域のうち、同法第12条の4第1号に基づく柿ノ木工業団地地区計画が定められた地域をいう。
- (2) 工場等 製造業（日本標準産業分類に掲げる大分類E - 製造業に属するものに限る。）を営む工場、当該工場に関連する研究開発施設又は産学連携を活かした健康長寿分野に関する研究開発施設及びこれに附帯する施設をいう。

第2条中第3号を削り、同条第4号中「又は流通業務施設」を「等」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「又は流通業務施設」を「等」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第3条中「又は流通業務施設」を「等」に改める。

別表中「又は流通業務施設」を「等」に、「平成17年度までに」を「愛知県企業庁から」に改め、「又は特定地域の土地を取得した者から特定地域の土地を賃借し、2年以内に」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 3 号

令和 3 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 1 0 号）

議案第 83 号

令和 3 年度豊明市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 3 年度豊明市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 227, 245 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25, 041, 838 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 3 年 11 月 30 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		1,000,000	649,108	1,649,108
	1 地方交付税	1,000,000	649,108	1,649,108
14 国庫支出金		4,699,978	418,181	5,118,159
	1 国庫負担金	2,826,540	357,479	3,184,019
	2 国庫補助金	1,606,714	60,221	1,666,935
	4 国庫交付金	254,735	481	255,216
15 県支出金		1,693,799	60,776	1,754,575
	1 県負担金	950,754	50,373	1,001,127
	2 県補助金	589,957	10,403	600,360
17 寄附金		201,510	6,000	207,510
	1 寄附金	201,510	6,000	207,510
18 繰入金		1,099,481	93,180	1,192,661
	1 基金繰入金	1,080,928	92,600	1,173,528
	2 特別会計繰入金	18,553	580	19,133
歳入合計		23,814,593	1,227,245	25,041,838

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		230,691	1,810	232,501
	1 議会費	230,691	1,810	232,501
2 総務費		4,058,687	193,278	4,251,965
	1 総務管理費	3,482,449	193,278	3,675,727
3 民生費		10,947,990	372,227	11,320,217
	1 社会福祉費	4,649,296	257,071	4,906,367
	2 児童福祉費	5,592,289	66,705	5,658,994
	3 生活保護費	679,762	48,451	728,213
4 衛生費		2,096,828	300,698	2,397,526
	1 保健衛生費	1,260,687	300,698	1,561,385
6 農林水産業費		169,339	6,550	175,889
	1 農業費	169,322	6,550	175,872
7 商工費		213,980	400	214,380
	1 商工費	213,980	400	214,380
8 土木費		1,681,454	762	1,682,216
	4 都市計画費	975,427	762	976,189
10 教育費		2,167,917	33,371	2,201,288

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公共施設管理事業	千円 170,687

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限度額
まちづくりアンケート調査業務委託事業	令和4年度	千円 1,323
循環バス運行負担事業	令和4年度から 令和6年度まで	226,428
共生交流プラザに係る指定管理者の指定	令和4年度から 令和8年度まで	160,500
介護施設等整備補助事業	令和4年度	194,078
包括的就労推進事業	令和4年度から 令和6年度まで	19,275

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

10 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	1,000,000	649,108	1,649,108
計	1,000,000	649,108	1,649,108

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	2,487,815	119,287	2,607,102
2. 衛生費国庫負担金	338,725	238,192	576,917
計	2,826,540	357,479	3,184,019

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 地方交付税	649,108	普通交付税 649,108 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 心身障害者福祉費負担金	95,874	障害者医療費国庫負担金 11,793 増 障害者自立支援給付費等国庫負担金 84,081 増
2. 児童福祉費負担金	4,871	児童福祉措置費負担金 867 増 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金 4,004 増
4. 生活保護費負担金	18,542	生活保護費負担金 18,542 増
1. 衛生費負担金	238,192	新型コロナウイルス対策事業費等負担金 238,192 増

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費国庫補助金	701,527	6,292	707,819
3. 衛生費国庫補助金	276,479	46,204	322,683
7. 教育費国庫補助金	3,068	7,725	10,793
計	1,606,714	60,221	1,666,935

14 款 国庫支出金

4 項 国庫交付金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費国庫交付金	209,137	481	209,618
計	254,735	481	255,216

15 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費県負担金	948,590	50,373	998,963

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 児童福祉費補助金	6,292	子ども・子育て支援事業費補助金 6,292
1. 衛生費補助金	46,204	疾病予防対策事業費等補助金 4,141 増 新型コロナウイルス対策事業費等補助金 42,063 増
4. 学校保健特別対策事業費補助金	7,725	感染症対策等支援事業費補助金 7,725

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 児童福祉費交付金	481	子ども・子育て支援交付金 481 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 心身障害者福祉費負担金	47,938	障害者医療費負担金 5,897 増 障害者自立支援給付費等負担金 42,041 増

15 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
(民生費県負担金)			
計	950,754	50,373	1,001,127

15 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県補助金	521,661	10,403	532,064
計	589,957	10,403	600,360

17 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般寄附金	201,510	6,000	207,510
計	201,510	6,000	207,510

単位：千円

節		説明
区分	金額	
3. 児童福祉費負担金	2,435	児童福祉措置費負担金 433 増
		障害児施設措置費（給付費等）県費負担金 2,002 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
4. 福祉医療費補助金	9,922	障害者医療費支給事業補助金 2,514 増
		子ども医療費支給事業補助金 2,846 増
		後期高齢者福祉医療費支給事業補助金 4,562 増
5. 児童福祉費補助金	481	地域子ども・子育て支援事業費補助金 481 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 一般寄附金	6,000	教育費寄附金 6,000

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
3. 教育施設建設及び整備基金繰入金	33,000	92,600	125,600
計	1,080,928	92,600	1,173,528

18 款 繰入金

2 項 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	5,800	580	6,380
計	18,553	580	19,133

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 教育施設建設及び整備基金繰入金	92,600	教育施設建設及び整備基金繰入金 92,600 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	580	後期高齢者医療特別会計繰入金 580 増

歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 議会費	230,691	1,810	232,501	2. 給料	900
				3. 職員手当等	910
計	230,691	1,810	232,501		

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
7. 財産管理費	1,692,248	180,099	1,872,347	11. 役務費 手数料	65 65
				12. 委託料	484
				14. 工事請負費	179,550

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 議会人件費	1,810				1,810	一般職給 900 増 地域手当 90 増 期末手当 470 増 勤勉手当 350 増
計	1,810				1,810	
	1,810				1,810	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
4 公共施設管理事業	180,099			92,600	87,499	手数料 65 増 大宮小学校倉庫改築工事 484 監理業務委託料 小中学校屋内運動場手摺 27,049 増 設置工事費 本庁舎新館外壁改修工事 1,842 費 保育園階段等転落防止柵 8,162 設置工事費 保育園砂場パーゴラ更新 11,462 工事費 小学校エレベータ更新・ 96,404 倉庫改築等工事費 小学校教室転用改修工事 5,762 費 福祉体育館剣道場床改修 1,743 工事費 中央調理場ボイラー更新 27,126 工事費
計	180,099			92,600	87,499	

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
11. 市民活動推進 費	98,844	13,179	112,023	10. 需用費	5,109
				消耗品費	5,109
				11. 役務費	60
				手数料	60
				12. 委託料	1,155
				17. 備品購入費	6,855
計	3,482,449	193,278	3,675,727		

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会福祉総務 費	862,128	2,162	864,290	27. 繰出金	2,162
2. 老人福祉費	972,629	12,145	984,774	27. 繰出金	12,145
3. 心身障害者福 祉費	1,277,882	191,825	1,469,707	19. 扶助費	191,746
				22. 償還金、利子及 び割引料	79

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 市民活動推進事業	13,179				13,179	消耗品費 5,109 増 手数料 60 備品等移設作業委託料 1,155 備品購入費 6,855
計	13,179				13,179	
	193,278			92,600	100,678	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 社会福祉人件費	0			580	-580	財源振替
5 国民健康保険特別会計繰出事業	2,162				2,162	職員給与費等繰出金 1,700 増 その他国民健康保険特別会計繰出金 462 増
計	2,162			580	1,582	
7 介護保険特別会計繰出事業	12,145				12,145	現年度分介護給付費繰出 5,250 増 事務費繰出金 6,895 増
計	12,145				12,145	
2 心身障害児者扶助事業	191,825	143,812			48,013	自立支援医療費 23,585 増 訓練等給付費 123,101 増 介護給付費 45,060 増

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(心身障害者福祉費)					
4. 福祉医療費	716,589	31,810	748,399	19. 扶助費	31,810
5. 後期高齢者医療費	820,068	19,129	839,197	18. 負担金、補助及び交付金	19,129
計	4,649,296	257,071	4,906,367		

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務費	2,918,877	49,409	2,968,286	12. 委託料	7,555
				18. 負担金、補助及び交付金	1,443
				19. 扶助費	9,742
				22. 償還金、利子及び割引料	30,669
2. 保育園費	2,673,412	17,296	2,690,708	2. 給料	-6,700

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						地域生活支援事業費等国庫補助金等返還金 79
計	191,825	143,812			48,013	
1 福祉医療事業	31,810	9,922			21,888	福祉医療助成費 31,810 増
計	31,810	9,922			21,888	
1 後期高齢者医療事業	19,129				19,129	後期高齢者医療療養給付 19,129 増 費負担金
計	19,129				19,129	
	257,071	153,734		580	102,757	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 児童福祉事務事業	49,409	14,560			34,849	電算関係委託料 6,292 増 備品等移設作業委託料 1,263 放課後児童健全育成事業 1,443 増 補助金 児童福祉施設入所措置費 1,734 増 心身障がい児通所・居宅 8,008 増 サービス事業費 子ども・子育て支援交付金等返還金 30,669
計	49,409	14,560			34,849	
1 保育人件費	-15,895				-15,895	一般職給 6,700 減 地域手当 670 減

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(保育園費)				3. 職員手当等	-9,195
				22. 償還金、利子及 び割引料	33,191
計	5,592,289	66,705	5,658,994		

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 生活保護総務 費	90,812	23,728	114,540	22. 償還金、利子及 び割引料	23,728
2. 扶助費	588,950	24,723	613,673	19. 扶助費	24,723
計	679,762	48,451	728,213		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				一般財源	説明
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他			
						通勤手当 380 減 期末手当 4,435 減 勤勉手当 3,710 減	
2 保育事業	33,191				33,191	子どものための教育・保育給付交付金等返還金 33,191	
計	17,296				17,296		
	66,705	14,560			52,145		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				一般財源	説明
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他			
1 生活保護事業	23,728				23,728	生活保護費国庫負担金等返還金 23,728	
計	23,728				23,728		
1 扶助事業	24,723	18,542			6,181	医療扶助費 24,723 増	
計	24,723	18,542			6,181		
	48,451	18,542			29,909		

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 保健衛生総務 費	118,505	5,435	123,940	3. 職員手当等	5,435
2. 母子保健費	274,659	226	274,885	22. 償還金、利子及 び割引料	226
3. 健康推進費	807,407	295,037	1,102,444	10. 需用費	2,987
				印刷製本費	2,987
				12. 委託料	291,284
				22. 償還金、利子及 び割引料	766
計	1,260,687	300,698	1,561,385		

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 農業総務費	51,475	6,550	58,025	2. 給料	3,700

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 保健衛生人件費	5,435				5,435	扶養手当 240 増 住居手当 500 増 超過勤務手当 4,170 増 管理職手当 525 増
計	5,435				5,435	
1 母子保健活動事業	226				226	母子保健衛生費補助金返還金 226
計	226				226	
1 健康推進活動事業	14,782	4,141			10,641	印刷製本費 594 増 成人病診断等委託料 6,970 増 電算関係委託料 6,452 増 風しん対策事業費補助金等返還金 766
3 新型コロナウイルス予防接種事業	280,255	280,255				印刷製本費 2,393 予約受付等委託料 33,922 増 予防接種委託料 239,787 増 電算関係委託料 4,153
計	295,037	284,396			10,641	
	300,698	284,396			16,302	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 農業総務人件費	6,550				6,550	一般職給 3,700 増 扶養手当 370 増

6 款 農林水産業費
1 項 農業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(農業総務費)				3. 職員手当等	2,850
計	169,322	6,550	175,872		

7 款 商工費
1 項 商工費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 商工総務費	59,627	400	60,027	2. 給料	400
計	213,980	400	214,380		

8 款 土木費
4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
5. 都市下水路費	504,607	762	505,369	18. 負担金、補助及 び交付金	762
計	975,427	762	976,189		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						地域手当 410 増 通勤手当 120 増 期末手当 1,150 増 勤勉手当 800 増
計	6,550				6,550	
	6,550				6,550	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 商工人件費	400				400	一般職給 400 増
計	400				400	
	400				400	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 下水道事業 会計繰出事業	762				762	他会計補助金 762 増
計	762				762	
	762				762	

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 事務局費	126,272	18,700	144,972	10. 需用費	18,700
				消耗品費	18,700
3. 教育振興費	402,961	0	402,961		
計	531,977	18,700	550,677		

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	314,399	3,089	317,488	10. 需用費	1,345
				消耗品費	1,345
				17. 備品購入費	1,744
2. 教育振興費	65,755	4,213	69,968	19. 扶助費	4,213
計	380,154	7,302	387,456		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 事務局事務事業	18,700	7,725			10,975	消耗品費 18,700 増
計	18,700	7,725			10,975	
1 教育振興事業	0			6,000	-6,000	財源振替
	18,700	7,725		6,000	4,975	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 小学校管理事務事業	3,089				3,089	消耗品費 1,345 増 管理用備品購入費 1,744 増
計	3,089				3,089	
3 小学校扶助事業	4,213				4,213	要保護・準要保護就学援 4,213 増 助費
計	4,213				4,213	
	7,302				7,302	

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 教育振興費	49,438	3,262	52,700	19. 扶助費	3,262
計	191,602	3,262	194,864		

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 公民館費	21,395	900	22,295	10. 需用費 光熱水費	900 900
計	389,292	900	390,192		

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 体育施設費	82,559	1,229	83,788	17. 備品購入費	1,229
3. 学校給食費	559,171	1,978	561,149	10. 需用費 修繕料	495 495
				14. 工事請負費	1,483

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 中学校扶助事業	3,262				3,262	要保護・準要保護就学援 3,262 増助費
計	3,262				3,262	
	3,262				3,262	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 公民館維持管理事業	900				900	光熱水費 900 増
計	900				900	
	900				900	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 体育施設維持管理事業	1,229				1,229	勅使グラウンドバックネット購入費 1,229
計	1,229				1,229	
3 給食センター維持管理事業	1,978				1,978	修繕料 495 増 営繕工事費 1,483

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	674,892	3,207	678,099		

12 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 元金	1,305,883	1,341	1,307,224	22. 償還金、利子及 び割引料	1,341
2. 利子	44,235	-863	43,372	22. 償還金、利子及 び割引料	-863
計	1,350,118	478	1,350,596		

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 財政調整基金 費	2,563	317,671	320,234	24. 積立金	317,671
計	7,138	317,671	324,809		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	1,978				1,978	
	3,207				3,207	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 公債費元金償還事業	1,341				1,341	長期債元金 1,341 増
計	1,341				1,341	
1 公債費利子償還事業	-863				-863	長期債利子 863 減
計	-863				-863	
	478				478	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 財政調整基金積立事業	317,671				317,671	財政調整基金積立金 317,671 増
計	317,671				317,671	
	317,671				317,671	

議案第 8 4 号

令和 3 年度

豊明市国民健康保険特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 84 号

令和 3 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度豊明市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 345,601 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,312,001 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 30 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		4,072,790	342,021	4,414,811
	1 県補助金	4,072,789	342,021	4,414,810
5 繰入金		742,041	2,162	744,203
	1 一般会計繰入金	632,041	2,162	634,203
6 繰越金		1	1,418	1,419
	1 繰越金	1	1,418	1,419
歳入合計		5,966,400	345,601	6,312,001

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		92,917	1,700	94,617
	1 総務管理費	77,447	1,700	79,147
2 保険給付費		4,040,182	342,021	4,382,203
	1 療養諸費	3,529,720	249,124	3,778,844
	2 高額療養費	480,638	92,897	573,535
4 保健事業費		63,092	462	63,554
	1 特定健康診査等 事業費	57,966	462	58,428
7 諸支出金		5,412	1,418	6,830
	1 償還金及び還付 加算金	5,412	1,418	6,830
歳 出 合 計		5,966,400	345,601	6,312,001

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入
 3 款 県支出金
 1 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	4,072,789	342,021	4,414,810
計	4,072,789	342,021	4,414,810

5 款 繰入金
 1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	632,041	2,162	634,203
計	632,041	2,162	634,203

6 款 繰越金
 1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	1,418	1,419
計	1	1,418	1,419

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 普通交付金	342,021	普通交付金 342,021 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
3. 職員給与費等繰入金	1,700	職員給与費等繰入金 1,700 増
6. その他一般会計繰入金	462	その他一般会計繰入金 462 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	1,418	繰越金 1,418 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	76,646	1,700	78,346	2. 給料	1,700
計	77,447	1,700	79,147		

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般被保険者 療養給付費	3,487,484	249,124	3,736,608	18. 負担金、補助及 び交付金	249,124
計	3,529,720	249,124	3,778,844		

2 款 保険給付費

2 項 高額療養費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般被保険者 高額療養費	479,886	92,897	572,783	18. 負担金、補助及 び交付金	92,897
計	480,638	92,897	573,535		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 国民健康保険人件費	1,700			1,700		一般職給 1,700 増
計	1,700			1,700		
	1,700			1,700		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般被保険者療養給付事業	249,124	249,124				現年度一般被保険者診 療報酬給付費 249,124 増
計	249,124	249,124				
	249,124	249,124				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般被保険者高額療養事業	92,897	92,897				一般被保険者高額療養費 92,897 増
計	92,897	92,897				
	92,897	92,897				

4 款 保健事業費

1 項 特定健康診査等事業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 特定健康診査 等事業費	57,966	462	58,428	12. 委託料	462
計	57,966	462	58,428		

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 償還金	10	1,418	1,428	22. 償還金、利子及 び割引料	1,418
計	5,412	1,418	6,830		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 特定健康診 査等事業	462			462		電算関係委託料 462 増
計	462			462		
	462			462		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 返還事業	1,418				1,418	返還金 1,418 増
計	1,418				1,418	
	1,418				1,418	

議案第 8 5 号

令和 3 年度

豊明市介護保険特別会計補正予算書（第 2 号）

議案第 85 号

令和 3 年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度豊明市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 6, 2 3 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 2 0 5, 3 3 6 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		937,113	8,400	945,513
	1 国庫負担金	822,689	8,400	831,089
4 支払基金交付金		1,287,599	11,340	1,298,939
	1 支払基金交付金	1,287,599	11,340	1,298,939
5 県支出金		728,477	5,250	733,727
	1 県負担金	682,854	5,250	688,104
7 繰入金		909,293	12,145	921,438
	1 一般会計繰入金	799,765	12,145	811,910
8 繰越金		1	79,101	79,102
	1 繰越金	1	79,101	79,102
歳入合計		5,089,100	116,236	5,205,336

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		132,910	6,895	139,805
	1 総務管理費	88,983	6,895	95,878
2 保険給付費		4,655,989	42,000	4,697,989
	1 介護サービス等 諸費	4,184,708	42,000	4,226,708
7 諸支出金		1,602	67,341	68,943
	1 償還金及び還付 加算金	1,602	67,341	68,943
歳 出 合 計		5,089,100	116,236	5,205,336

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

3 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費負担金	822,689	8,400	831,089
計	822,689	8,400	831,089

4 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費交付金	1,250,765	11,340	1,262,105
計	1,287,599	11,340	1,298,939

5 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費負担金	682,854	5,250	688,104
計	682,854	5,250	688,104

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	8,400	現年度分介護給付費負担金 8,400 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	11,340	現年度分介護給付費交付金 11,340 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	5,250	現年度分介護給付費負担金 5,250 増

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費繰入金	579,054	5,250	584,304
4. その他一般会計繰入金	132,921	6,895	139,816
計	799,765	12,145	811,910

8 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	79,101	79,102
計	1	79,101	79,102

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	5,250	現年度分介護給付費繰入金 5,250 増
2. 事務費繰入金	6,895	事務費繰入金 6,895 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	79,101	繰越金 79,101 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	88,933	6,895	95,828	10. 需用費	6,895
				消耗品費	6,895
計	88,983	6,895	95,878		

2 款 保険給付費

1 項 介護サービス等諸費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 居宅介護サー ビス給付費	1,820,603	38,000	1,858,603	18. 負担金、補助及 び交付金	38,000
3. 地域密着型介 護サービス給 付費	385,737	4,000	389,737	18. 負担金、補助及 び交付金	4,000
計	4,184,708	42,000	4,226,708		

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 償還金	1	67,341	67,342	22. 償還金、利子及 び割引料	67,341

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 一般管理事務事業	6,895			6,895		消耗品費 6,895 増
計	6,895			6,895		
	6,895			6,895		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 居宅介護サービス給付事業	38,000	12,350		15,010	10,640	居宅介護サービス給付費 38,000 増
計	38,000	12,350		15,010	10,640	
1 地域密着型介護サービス給付事業	4,000	1,300		1,580	1,120	地域密着型介護サービス 4,000 増 給付費
計	4,000	1,300		1,580	1,120	
	42,000	13,650		16,590	11,760	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 返還事業	67,341				67,341	返還金 67,341 増
計	67,341				67,341	

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	1,602	67,341	68,943		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
	67,341				67,341	

議案第 8 6 号

令和 3 年度

豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 86 号

令和 3 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度豊明市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,703 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,219,803 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 30 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		1	17,123	17,124
	1 繰越金	1	17,123	17,124
4 諸収入		44,574	580	45,154
	3 後期高齢者医療 広域連合支出金	43,394	580	43,974
歳入合計		1,202,100	17,703	1,219,803

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		61,736	580	62,316
	3 保健費	47,923	580	48,503
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		1,138,695	17,123	1,155,818
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	1,138,695	17,123	1,155,818
歳 出 合 計		1,202,100	17,703	1,219,803

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

3 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	17,123	17,124
計	1	17,123	17,124

4 款 諸収入

3 項 後期高齢者医療広域連合支出金

目	補正前の額	補正額	計
1. 受託事業収入	43,394	580	43,974
計	43,394	580	43,974

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	17,123	繰越金 17,123 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 受託事業収入	580	健診事業等受託収入 580 増

歳 出

1 款 総務費

3 項 保健費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 保健費	47,923	580	48,503	27. 繰出金	580
計	47,923	580	48,503		

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,138,695	17,123	1,155,818	18. 負担金、補助及び交付金	17,123
計	1,138,695	17,123	1,155,818		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 保健事業	580			580		一般会計繰出金 580 増
計	580			580		
	580			580		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 後期高齢者医療広域連合納付金事業	17,123			17,123		後期高齢者医療広域連合 17,123 増負担金
計	17,123			17,123		
	17,123			17,123		

議案第 87 号

令和 3 年度

豊明市下水道事業会計補正予算書（第 1 号）

議案第 87 号

令和 3 年度豊明市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度豊明市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 3 年度豊明市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
1 接続戸数	24,000 戸	550 戸	24,550 戸
2 年間総排水量	6,050,000 m ³	60,000 m ³	6,110,000 m ³
3 一日平均排水量	16,575 m ³	164 m ³	16,739 m ³

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 下水道事業収益	1,262,906 千円	3,931 千円	1,266,837 千円
第 1 項 営業収益	690,577 千円	3,169 千円	693,746 千円
第 2 項 営業外収益	570,286 千円	762 千円	571,048 千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	1,262,906 千円	3,931 千円	1,266,837 千円
第 1 項 営業費用	1,147,554 千円	2,502 千円	1,150,056 千円
第 2 項 営業外費用	111,722 千円	1,429 千円	113,151 千円

（他会計からの補助金）

第 4 条 予算第 9 条中「174,788 千円」を「175,550 千円」に改める。

令和3年11月30日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和3年度豊明市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1	下水道事業 収 益		1,262,906	3,931	1,266,837	
	1 営業収益		690,577	3,169	693,746	
		1 下水道使用料	673,585	3,169	676,754	
	2 営業外収益		570,286	762	571,048	
		3 他会計補助金	174,788	762	175,550	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
2	下水道事業 費 用		1,262,906	3,931	1,266,837	
	1 営業費用		1,147,554	2,502	1,150,056	
		5 流域下水道 管理運営費 負担金	290,217	2,502	292,719	
	2 営業外費用		111,722	1,429	113,151	
		1 支払利息 及び企業債 取扱諸費	89,312	1,429	90,741	

令和3年度豊明市下水道事業会計補正予算（第1号）事項別明細書

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下水道事業 収 益		1,262,906	3,931	1,266,837
	1 営業収益		690,577	3,169	693,746
		1 下水道使用料	673,585	3,169	676,754
	2 営業外収益		570,286	762	571,048
		3 他会計補助金	174,788	762	175,550

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
2	下水道事業 費 用		1,262,906	3,931	1,266,837
	1 営業費用		1,147,554	2,502	1,150,056
		流域下水道 5 管理運営費 負担金	290,217	2,502	292,719
	2 営業外費用		111,722	1,429	113,151
		支 払 利 息 1 及び企業債 取 扱 諸 費	89,312	1,429	90,741

(単位：千円)

節	金額	説明	
1 下水道使用料	3,169	下水道使用料	3,169
1 他会計補助金	762	一般会計補助金	762

(単位：千円)

節	金額	説明	
18 負担金	2,502	境川流域下水道維持管理負担金	2,502
1 企業債利息	1,429	企業債利息	1,429